

## 田子町定住化雇用促進事業奨励金交付申請前の確認

(別紙の「奨励金交付要綱」を必ず一読されその内容をご確認し、申請してください。)

### 申請に先立つ、認定申請条件の確認

#### (1) 事業者(法人・個人)の条件

- 労働者災害補償保険・雇用適用事業所として当該保険に加入していること。
- 町の公租公課の滞納がないこと。
- 法人事業者にあつては、社会保険適用事業所として当該保険に加入していること。
- 個人事業者で常時雇用者が5人以上の場合は、社会保険適用事業所として当該保険に加入していること(任意適用事業所も含む。)
- 奨励金交付対象の雇用者を正規雇用で雇用継続し、給与を支払っていること。
- 対象雇用者の雇入れの日の前日から起算して1年間に、事業主の都合により他の労働者を解雇したことがないこと。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する接客業務受託営業を営む事業者でないこと。
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に規定するインターネット異性紹介事業を営む事業者でないこと。
- 町が出資等による権利を有する事業者でないこと。
- その他町長が公序良俗に反する理由から不相当と認める事業者でないこと。

#### (2) 雇用された人の条件

- 雇用された人が下記の新規卒業者、移住者、事業後継者であること。
  - 新規卒業者とは、田子町に住民登録を行い(学業の事情による過去に転出した者を含む。)中学校、高等学校、専門学校、短期大学、大学及びこれに準ずるものを卒業し1年未満の者及び卒業後3年以内の者で正規雇用されたことのない人。
  - 移住者とは、平成28年4月1日以降に田子町に転入し住民登録を行い、転入後6ヶ月以内に正規雇用をされた人。
  - 事業後継者とは、商工業及び農業者の後継者で、正規雇用の開始の日を基準に満40歳未満で田子町に住民登録を行い、年間の従事日数が3分の2以上の人。
- 雇用された人が正規雇用であること

##### 【正規雇用とは】

労働契約期間の定めがなく定年まで契約を結ぶ雇用形態で、継続的な雇用関係において、常勤で1週間の所定労働時間が通常の労働者と同じであり、雇用保険の一般被保険者(1週間の所定労働時間が30時間以上)として雇用すること。非正規雇用からの転換を含みます。

## 【申請手続き】

### 1 正規雇用を行います(非正規雇用からの転換も含みます)



### 2 認定申請(申請人→町)

正規雇用となる対象雇用者を雇用してから6ヶ月以内に、労働契約書(写し)及び雇用者履歴書(写し)その他正規雇用や対象雇用者の状況を判断するために必要な書類を添付して、田子町定住化雇用促進事業認定申請書を提出します。雇用をした日から6ヶ月を過ぎた場合は、申請書を受理しません(認定を受けることはできません)。



### 3 認定通知(町→申請人)

奨励金交付要綱の規定に適合している場合は、認定書を町から申請人に交付します。認定の有効期間は3年間です。

認定の期間内に申請人の条件を満たさなくなった場合は、その時点で認定が取り消されます。

※奨励金の金額

- 1 対象労働者を正規雇用した場合、雇用者1人当たり年額10万円
- 2 社会保険適用適用事業者であって、かつ、育児介護休業制度を適用する対象雇用者の場合は、10万円を加算



### 4 奨励金の請求(毎年3年間:申請人→町)

対象雇用者を雇用して1年を経過した後、6ヶ月以内に田子町定住化雇用促進事業奨励金交付申請書兼実績報告書に納税証明書を添えて町長に提出します。このときに、認定以後に他の正規雇用者を事業主の都合で解雇していないことを確認してください。

(実績報告書に必要な添付書類)

- (1) 申請者(事業者)の田子町長が発行する納税証明書
- (2) 対象雇用者の労働保険及び社会保険適用状況判断のために必要な書類
- (3) 賃金台帳等賃金を支払った期間及び金額、賃金より天引きした明細及び金額が判別できる書類の写し
- (4) 労働保険及び社会保険適用の状況が判別できる書類
- (5) 対象正規雇用者に係る源泉徴収票の写し



### 5 奨励金の交付(町→申請人)

奨励金の交付は、雇用した日の属する月から起算して1年を経過した後、奨励金交付申請書兼実績報告書を確認のうえ、1年毎に年額を一括して交付します。